

令和6年7月29日14時00分
近畿地方整備局
国営明石海峡公園事務所

国営明石海峡公園淡路地区における Park-PFI 事業第二弾の公募結果について

国営明石海峡公園 淡路地区 海岸ゾーン アウトドア・ベースエリアの一部(兵庫県淡路市)において、収益施設と周辺の園路、広場等の整備・管理運営を一体的に行っていただく事業者を、公募設置管理制度(Park-PFI)により公募しておりました。
審査の結果、公募設置等予定者を選定しないこととし、公募設置等指針等を再検討した上で、再公募を行う予定です。

■公募設置管理制度による公募の経緯

令和6年2月22日	公募設置等指針配布開始
令和6年3月15日～4月22日	参加登録期限(登録者数:3者)
令和6年5月7日～6月24日	公募設置等計画等関係書類の提出期限(提出者数:1者)

■今後の予定

参加登録者に対するヒアリングを行った上で、公募設置等指針等の再検討を行い、再公募を行う予定です。

※ 詳細につきましては、別紙をご覧ください。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
兵庫県政記者クラブ、神戸市政記者クラブ、神戸民放記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局
国営明石海峡公園事務所
調査設計課長 田尻 尚登 (たじり なおと)
建設専門官 丹野 将充 (たんの まさみつ)
電話番号:078-392-2992(代)

国営明石海峡公園淡路地区における Park-PFI 事業第二弾の公募結果について

国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーン（兵庫県淡路市）において、バーベキューを中心に質の高いアウトドアライフやスポーツアクティビティを楽しむことのできるエリアの整備に向け、収益施設と周辺の園路、広場等の整備・管理運営を一体的に行っていた事業者を、公募設置管理制度（Park-PFI）により公募しました。

令和6年2月22日から令和6年6月24日まで、公募設置等計画等関係書類の提出を受け付けた結果、1者から提出がありました。

都市公園法第5条の4の規定に基づき、令和6年7月18日に開催した「淡路地区海岸ゾーン官民連携事業検討委員会」（以下「委員会」という。）における審査に関する審議を経て、近畿地方整備局において、以下のとおり公募設置等予定者を選定しないことと決定しました。

1. 委員会の体制

（敬称略：五十音順）

分野	氏名	所属	備考
造園	赤澤 宏樹	兵庫県立大学	委員長
経済	熊谷 礼子	帝塚山大学経済経営学部	
観光	田中 まこ	特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション	

2. 選定結果

（1）計画の受付

令和6年2月22日より、淡路地区海岸ゾーン第2期 Park-PFI 事業公募設置等指針（以下「公募設置等指針」という。）の配布を開始しました。

令和6年3月15日から令和6年4月22日まで、参加登録を求めたところ、3者の登録があり、更に令和6年5月7日から令和6年6月24日まで公募設置等計画等関係書類の提出を受け付けた結果、1者から提出がありました。

（2）計画の審査等

①公募への参加資格

応募者が公募設置等指針4.（1）に示す資格等を満たしているか等について事務局で審査しました。

審査の結果、これらの条件を満たしていると認められました。

②審査

提出された公募設置等計画の内容が公募設置等指針に照らし適切なものであるかについて、委員会で審査しました。

審査の結果、「公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること」、「認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること」の観点で、応募者が管理運営を行うエリアの面積に関して、公募設置等指針に照らして適切と認められなかったため、公募設置等予定者を選定しないことと決定しました。

③委員会での意見（概要）

上記の審査結果の他、以下のような提案を期待する意見がありました。

- ・ 公募対象公園施設等と公募上管理対象としたエリアとの相乗効果の提案
- ・ ターゲットとする利用者層の設定、設定した利用者層に整合する安全・安心の確保に関して妥当性・実現性が高く、質・量の両面から適切にオープンスペースや緑が確保されている提案